

工事費内訳書の提出について

■ 内子町では、建設工事の入札において、全ての入札時に工事費内訳書の提出を求めています。

■ 提出された工事費内訳書が次の各号に該当する場合、入札を無効とし、また、提出した工事費内訳書の不明な点を説明しない者は失格となる場合があります。

- (1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
- (2) 内訳書とは無関係な書類である場合
- (3) 他の工事の内訳書である場合
- (4) 白紙である場合
- (5) 内訳書が特定できない場合
- (6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
- (7) 指名通知書に指示された項目を満たしていない場合
- (8) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
- (9) 日付、発注者名、工事名、工事箇所、商号又は名称、住所、代表者名及び積算担当者名の一部に記載漏れ又は記載誤りがある場合
- (10) 代表者印及び積算担当者印の押印漏れがある場合
- (11) 入札価格（税抜き）と工事価格が一致しない場合
- (12) 工事価格を算出後、値引きにより入札価格と一致させている場合
（万円以下の端数切り捨てのために値引きするのは可とします。）
- (13) その他不備がある場合

■ 工事費内訳書の記入要領

- ① 直接工事費の内訳欄は、基本的に、設計図書（金抜設計書）の本工事（直接工事）内訳書に記載してある工種別に記載してください。
- ② 次の記載例を参考にして提出してください。（自社製可）
- ③ 工事費内訳書は、表紙を別様とすること。
- ④ 表紙には金額を記載しないこと。

(記載例：表紙)

平成 年 月 日

作成日を記入すること

工 事 費 内 訳 書

内子町長 稲本 隆壽 様

所在地 内子町〇〇1－1

名 称 〇〇建設株式会社

代表者名 □□ △△ 印

積算担当者 ●● ▲▲ 印

工事番号

工 事 名

施工場所

土木工事

工 事 費 内 訳 書

工 事 名		〇〇線道路改良工事					
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額
	道路土工			式	1		1,875,639
	擁壁工			式	1		5,250,368
	のり面工			式	1		300,875
	排水施設工			式	1		1,756,980
	舗装工			式	1		567,438
	防護柵工			式	1		386,521
	残土処理			式	1		656,785
	直接工事費計			式	1		10,794,606
	共通仮設費		(率分)	式	1		1,295,352
			(積上)	式	1		265,600
	共通仮設費計						1,560,952
	純工事費						12,355,558
	現場管理費						3,088,889
	工事原価						15,444,457
	一般管理費						2,007,779
	合 計					入札金額と同額にすること。	17,452,236
	工事価格						17,450,000
	工事価格					OUT	17,000,000

※ 一括値引き、減額の項目は計上しないこと。

※ 端数処理を行う場合、万円以下で行うこと。

※ 老拾万円以上の端数処理が確認されるものについては一括値引きと見なします。

10 万円以上の端数処理は一括値引き

建築工事

工 事 名		△△△集会所新築工事					
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額
	直接仮設工事			式	1		320, 500
	土工事			式	1		1, 356, 025
	コンクリート工事			式	1		1, 200, 553
	型枠工事			式	1		2, 400, 395
	鉄筋工事			式	1		625, 600
	鉄骨工事			式	1		335, 600
	防水工事			式	1		763, 455
	木工事			式	1		7, 890, 557
	タイル工事			式	1		375, 323
	雑工事			式	1		200, 000
	直接工事費計						15, 468, 008
	共通仮設費						541, 380
	現場管理費						1, 248, 732
	一般管理費等						1, 380, 649
	合 計					入札金額と同額に すること。	18, 638, 769
	工事価格						18, 600, 000
	工事価格						OUT 18, 000, 000

入札金額と同額に
すること。

※ 土木工事と同じ

■ 入札後の工事費内訳書の取扱い

10 万円以上の値引きは一括値引きと見
なします。

- (1) 発注機関が入札関係書類として保管し、公文書公開の対象となります。
- (2) 低入札価格調査を行う場合、談合情報が寄せられた場合等、調査の必要が生じた場合には、提出された工事費内訳書の内容を詳細に確認するとともに、説明を求める場合があります。